



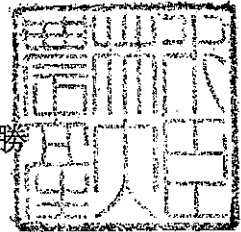
18消安第14995号

平成19年4月20日

食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

農林水産大臣 松岡 利勝



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第8号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第96号）附則第16条の規定により、なお従前の例によることとされる同法第2条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての製造の承認をすること。

グリチルリチン酸モノアンモニウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(マストリチン)

- 2 薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される第14条の4第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての再審査をすること。

(1) マレック病（マレック病ウイルス2型・七面鳥ヘルペスウイルス）・鶏痘混合生ワクチン（日生研イノボ MD2 価・FP ワクチン）

(2) 豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン（インゲルバック PRRS 生ワクチン）

